

先日開催した報告会や各地域で行っている説明会のほか、これまで皆さまから寄せられた疑問やご質問へのお答えをQ&Aの形でお知らせします。また、社会福祉法人ゆうゆうからの回答も一部掲載しています。内容の一部はQ&Aパート1からパート3までに掲載した内容と重複しているものもありますがご了承ください。

特別養護老人ホームについて

Q47

個室だと部屋の中で転倒するとか、何かあっても気づかないのではないですか？

プライバシーを考慮しながら、利用者の状態が把握できる居室の配置を検討しております。また、見守りセンサーの導入を検討しているほか、居室に在室している際のプライバシーに配慮した職員の見守りなどケアの質向上をめざしています。
(社会福祉法人ゆうゆう)

Q48

胃ろうなどの医療ケアが必要な人は入所できないのですか？

現在、胃ろうを増設した方や経管栄養を受けている方、酸素吸入、インシュリン注射が必要な方など医療的なケアが必要とされる方には町外の医療施設を利用いただいております。施設内の看護体制や医師との連携などが整わないと難しく、今後どのような形でやっていくかは検討いただいております。(和寒町)

私たちは一人ひとりの入居者が最後まで安心して暮らせる施設(いえ)をめざしています。その方がどのような暮らしを望み、またどのような最期を望むのかを十分に理解することが重要です。そのニーズを受けて、対応するチームがしっかりと機能する状態である必要があります。

このため、現時点で特定の状態にある方の受け入れの可否を方針として定めることは難しいと考えています。(社会福祉法人ゆうゆう)

Q49

特別養護老人ホームで看取りはできるのでしょうか？

「看取り(みとり)」とは、病気や加齢により余命がわずかになった終末期の方に対して延命治療は行わず、住み慣れた場所で日常的なケアを受け、ご家族や顔なじみの介護スタッフに見守られながら最期を迎えることを言います。(和寒町)

ご本人のご意向を大切にすると共に、特に終末期に近い時期にある入居者にとって必要とされる医療とは何かを、医師・看護・介護と常に問い、ご家族ともご相談しながら、その時の最善の対応を導き出すことの積み重ねが重要です。

令和6年度、7年度と引き続き職員のスキルアップ業務として、身体的・精神的な苦痛を和らげ、生活の質を維持し向上させることができる終末期の医療とケアを始めとした専門職による教育を受けています。特養で最期まで暮らし続けることのできる体制を構築できるよう、引き続き取り組んでいきます。(社会福祉法人ゆうゆう)

Q50

個室だと夫婦で入ることはできないのではないですか？

新たな特別養護老人ホームの部屋はすべてを個室として整備することになっていきますので、ご夫婦同室での入居はできません。同じユニット内の部屋、または隣接する部屋に入居いただくよう配慮をさせていただくこととなります。

Q51

以前のQ&Aで「施設には町民が優先的に入所できる」と書いてありましたが、自分の家族の時にはそういう配慮はしてもらえませんでした。

芳生苑は町が設置している施設です。そのようなことがあったのであれば、町としてお詫びいたします。

現在、入所申し込みをされているほとんどが町民の方ですが、町民の方が優先されるよう、運営法人にしっかりと対応していただきます。

Q52

入院したら退院するまで部屋を空けておくべきではないですか？

入院期間が短い場合は、そのまま退院までお待ちします。その間は短期入所（ショートステイ）を希望される方にご利用いただくこともあります。長期（3か月以上）の入院の場合は、運営基準で退所していただく扱いとなり、退院する際に施設に入所が可能であれば改めて入所手続きを行っていただくことになります。

Q53

夜勤が利用者15名に対して職員1名というのは少ないのでは。せめて2名になりませんか？

国の考え方では、1ユニットに10名の利用者がある場合、夜勤時には1名の職員が2ユニットを担当することが基本となっています。つまり、1名の夜勤職員が20名の利用者に対応しなければならないことから、多くの施設では夜勤職員の負担が大きいという声が上がっています。そのため、新たに整備する施設では、1ユニットあたり15名ごとに夜勤職員を1名配置し、3ユニットで夜勤職員を3名配置する考えです。

現在、芳生苑では47名の利用者に対して、夜勤職員3名が対応しています。

Q54

**芳生苑の4月からの職員体制は？
社会福祉法人から職員は来るのですか？**

これまで施設で働いていただいた職員の方々は、社会福祉法人ゆうゆうの職員として、4月からも継続して勤務しています。施設の管理運営の一部は法人本部で行いながら、必要に応じて、法人本部職員が現場の管理運営に携わることになっています。

Q55

**周りから高い評価を受けるような
介護スタッフになってほしいと思います。**

芳生苑、健楽苑に勤務する職員の方々は、外部から講師を招いて定期的に研修を行うなど、介護に対する取り組みが以前からしっかりと行われており、他の施設からも高い評価を受けています。これからは施設介護だけでなく、在宅介護分野や障がい福祉サービス、子育て支援など、ほかの分野のスキルアップに努めていただくことになっており、支援を求める人に寄り添える対応をしていただけると期待しています。

Q56

利用者の家族に対する説明の機会を作っていただきたい。

芳生苑や健楽苑を利用されている方のご家族には、2月21日に説明をさせていただいております。今後も必要に応じて、説明してまいります。

在宅支援サービスについて

Q57

短期入所（ショートステイ）は空いている部屋を利用すると聞きましたが少ないと感じます。専用の居室を整備するべきではないのですか？

現在、ショートステイを利用されている方は1日平均で2.0人です。退居や入居のタイミングで空いている部屋や、入院されている方の部屋など常に1~2室は空いていることが予想され、一時的に短期間であれば利用が可能です。ですから、ショートステイ専用の部屋は設けないこととしました。

もし部屋が空いていない場合は、近隣の施設でのショートステイを利用できるように介護支援専門員（ケアマネージャー）が調整します。

Q58

特養の入所要件は原則要介護3以上ですが、要介護2以下の人はどう生活していけば良いのでしょうか？

ふくしのまちづくりプロジェクトは、町民の皆さんができる限りこの町で住み続けられるようにするためのプロジェクトです。心も体も健康で今の生活を維持していくこと、たとえ支援や介護が必要な状態になっても、在宅で適切な支援を受けながら、ご自身の思い描く生活を実現できるようにすること、そのための拠点となる施設を整備していきます。

Q59

訪問介護、訪問看護、居宅介護支援事業所の体制整備とはどのように進めていきますか？

町内に1か所ある訪問介護事業所は、町の支援を受けながら事業を継続していただいています。また訪問看護ステーションも、利用者の減少や職員の確保に苦慮されながら実施していただいている状況です。できる限りご自宅で長く住み続けるためには、こうした在宅サービスはどうしても必要です。

支援を必要としている方のケアプランを作成する居宅介護支援事業所も含め、町と運営法人が継続に向けて取り組んでいきます。

Q60

「かたくり荘」を活用すると聞きましたが、どのようになるのですか？

高齢者共同福祉住宅「かたくり荘」は、一人暮らしの高齢の方に自立した日常生活を送っていただくための施設です。現在は入居できる9部屋のうち3部屋が利用されています。

支援が必要であっても、施設ではない場所で、自立した生活を希望される方に利用していただけるよう、食事や見守りの他、介護サービスなど、どのようなサービスを提供することができるか検討しています。

運営主体や町の支援について

Q61

なぜ「民設民営」でなければならないのですか？

民間事業者は、行政に比べて意思決定が迅速であり、柔軟な対応が可能です。また特定の分野において専門的な知識や技術を持っていることから民間のノウハウは必要だと考えています。施設整備だけではなく、運営コストの低減も期待できます。

Q62

長く運営してきた社会福祉協議会に改めて 新たな施設の運営をお願いすることはできないのですか？

和寒町社会福祉協議会は、平成 20 年から 17 年間、指定管理者として芳生苑、健楽苑を運営していただきました。その実績を考慮して、「ふくしのまちづくり構想」に基づく施設の整備や運営を打診しましたが、施設整備の知識や能力を持つ人材がいないこと、また、施設サービスだけでなく、様々なサービスを提供して収支改善を図るノウハウがないとの回答が町に提出されていますので、改めて運営をお願いすることはありません。

Q63

施設の建設費用について、整備主体が受ける補助金を除いた 全額をなぜ町が負担するのですか？

ふくしのまちづくり構想の実現はとても難しいプロジェクトです。町はこれまで旭川市の社会福祉法人や町社会福祉協議会へ施設の整備と運営について相談してきましたが、町の意向に応じていただける状況にはなりません。

全道的な介護施設を巡る情勢は人材の確保や経営の悪化により大変厳しい状況となっている中、今回の施設整備はゆうゆう自らの申し出で行うのではなく、町と議会、社会福祉協議会が深い知見と豊富な経験、強いネットワークを持つ社会福祉法人ゆうゆうに、町としての支援を条件に整備と運営を要請し、その結果、法人として熟慮の上で受諾していただいたものです。

ですから、町として責任を持って支援することとしました。

Q64

新たな施設が動き出して 8 年間は 和寒事業分の収支の赤字を支援する理由は何ですか？

新たな施設での事業開始当初は、収支の均衡を図ることは難しいと考えられることから支援を決定しました。

この支援は「社会福祉法人ゆうゆう」から求められたものではなく、他の機関（北海道など）でも同様のケースの場合、8 年間を目途に支援していることから同様の期間としました。

Q65

8 年間の運営に対する補助金がなくなったら 社会福祉法人は撤退するのでしょうか？

法人としては、現在赤字経営が続く施設サービスに加え、在宅介護サービスや障がいを持つ方の支援サービスなどを組み合わせて収支の改善を図り、8 年を待たずに黒字化をめざすとしています。

町はこうした法人の姿勢に期待しており、和寒町内の施設を新たに所有する法人として、将来に渡って長く施設運営をしていただけるものと考えております。

利用料金等について

Q66

新たな施設の利用料はどうなるのですか？

新たな施設においても、特別養護老人ホームやデイサービス等の在宅介護サービスの利用は介護保険制度で定められた負担が必要です。

それ以外のサービスは実施も含めて検討されていますので現在のところは未定です。

Q67

社会福祉法人ゆうゆうが収支を改善し黒字化をめざしていますが、利用料が上がるのですか？

社会福祉法人ゆうゆうは、これまでの施設サービスだけでなく、在宅介護サービスや障がい者支援サービスなどを実施して収支の改善を図ることとしています。サービスを利用される方には一定の負担はありますが、黒字化するために利用料が上がる訳ではありません。詳しくは今後示される予定です。

建替や建設地について

Q68

現施設を大規模改修して使用できるのではないかと考えます。現施設の耐震調査や改修の検討はしたのですか？

建物自体は地震に耐えうるものと診断を受けていますが、改修が必要なのは給水給湯管と排水管の再敷設、電気床暖房の断線修理といった全館にわたる部分のほか、トイレや浴室の改修も含まれています。入居されている方が生活している施設では、改修工事期間中に他の生活場所を確保することは困難です。このまま部分的に補修しながら使い続けても、近い将来に限界が来ると考えられます。このことから、平成 30 年度に町議会と協議の上、施設建て替えの判断をしました。

また、部屋は 4 つのベッドが並んだ形になっており、ベッドの間には仕切りとなるカーテンのみで、このような医療施設の病室を参考にした形態の部屋を設けている施設はほとんどありません。この部屋を使いやすく改修しようとしても、部屋の壁自体が柱の代わりとなっているため、壁を取り払って改修することができません。

現代のケアを希望されるご家族、介護や福祉を学び実践したいと考えている就職希望者が、古い形態のままの施設を選んでくれるとは考えにくいです。将来的に、入居される方や介護スタッフを確保することが難しくなり、現施設を使い続けることは現実的ではないと考えています。

Q69

現施設に隣接している旧ゲートボール場や旧青少年会館跡地の利用を考えられませんか？

平成 30 年度に、町有地である旧ゲートボール場と旧青少年会館跡地に、60 名定員の特別養護老人ホームと 10 室の高齢者居住施設を整備するためのシミュレーションを作成しました。その際、いびつな土地形状や 90cm を超える段差、近くを通る下水管の再敷設、さらには近隣住宅の日照権に関する問題が提起されました。

今回の計画策定でも、いくつかの候補地の一つとしてこの場所が検討されましたが、近年の豪雨災害により、全国各地で、河川に近い高齢者福祉施設で人命が失われる被害が発生していることから、令和 5 年に国土交通省の国土形成計画が示した「要配慮者利用施設や公共施設の建て替えなどの機会には災害リスクの低い地域への立地を促す」という方針に基づき、今回の場所が選定されました。

Q70

移転後、残される芳生苑や健楽苑の有効利用を、今のうちから町民からアイデアをもらってはどうか。

できるだけ早いうちから施設の有効利用について皆様からご意見をいただき検討してまいります。

Q71

**和寒町の人口が減り続けます。10年20年経つと
利用者が半分になってしまうのではないですか。**

人口の減少は今後も続き、高齢の方も減少していくことが予想されています。その中で、施設に入居される町民の方が減ってくることも想定されますが、施設自体は広域型施設として、他の自治体からの入居希望者の受け入れも行います。ケアレベルの向上や利用者への寄り添った支援など、施設としての魅力を発信して、入居される方の確保に努めていただきます。

Q72

**新たな施設は大きすぎませんか。
もっとコンパクトにはできないのですか？**

新たな施設では特別養護老人ホームは定員45名、デイサービスは1日18名で定められた面積基準に沿って整備されます。このほかに子どもの居場所や創作、仕事、食や農といった町民の皆さんの意見を取り入れた基本構想でのビジョンを実現していくために必要な広さを確保しております。

事業費について

Q73

**特養を建替えなければならないのは理解できますが、45人定員の
施設に32億円をかけるのは高すぎるのではないですか？**

新たな施設は定員45名の特別養護老人ホームだけではありません。
ふくしのまちづくりプロジェクトは、町民の皆さんができる限りご自宅で、またこの町で住み続けられるようにするためのプロジェクトです。心も体も健康で今の生活を維持していくこと、たとえ支援や介護が必要になっても必要な支援を受けながら、ご自身の思い描く生活が実現できるようにすること、そのための拠点となる施設を整備します。
通所介護（デイサービス）など在宅介護サービス事業のほかに、障がいのある方への支援や子どもたちの居場所など多くの町民の皆さんが利用されたり、交流する場所として機能する施設です。様々な形で町民の皆さんにサービスが共有され、還元されるものと考えています。介護の必要な方だけが利用する施設を整備するわけではありません。

Q74

**多額の財政支出が伴いますが、
町の財政危機で町民の生活に支障が出るようでは困ります。**

町民の皆さんにとって欠かせない行政サービスを継続しながら、健全な財政運営に全力で取り組んでまいります。

Q75

**ふくしのまちづくりの内容は良いと思いましたが、本当に
必要なものは何かをあらためて検討することは必要だと思います。**

町民の皆さんから、施設の建て替えとは別に、町のあるべき将来の姿への様々なご意見をお聞きし「ふくしのまちづくり基本構想」を策定しました。これからも町民の皆さんの声を「ふくしのまちづくり」に反映していくよう努めてまいります。

お問合せ先
和寒町保健福祉課 地域福祉推進室 Tel.0165-32-2000



お問い合わせフォーム



過去のQ&A